

羽市協第801号  
平成29年12月20日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一様

連合大阪河内地域協議会

議長 中谷 広孝様

連合大阪南河内地区協議会

議長 東尾 勝様

羽曳野市長 北川 翁雄



### 2018（平成30）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2017年10月3日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

#### [連絡先]

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当：中原・藤野

072-958-1111 内線 1081



## 2018(平成30)年度 政策・制度予算に対する要請文（回答）

### 1. 雇用・労働・WLB施策

#### (1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で、「若者の雇用安定」「女性の活躍推進」、「IT・データン」などを推進されるが、事業との場の情報発信力や若年層の定着支援施設の充実度をはかること。また、交付金にかかる就労支援策として、福祉分野の定着支援策等を検討すること。</p>	<p>平成27年度に地方創生先行型交付金を活用し、「羽曳野市地域しごと支援事業」をして、「介護・福祉分野への雇用促進を行いたい」と地元求職者とともに開催しているところです。今後も、介護・福祉分野への雇用促進及び主に若者の定着支援についての施策を検討してまいります。</p>	産業振興課
---	--	-------

#### (2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

<p>大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を行なうこと。</p>	<p>「ものづくり」の技能継承と後継者の育成については、重要であると認識し、効果的な施策について検討してまいります。</p>	観光課
--	--	-----

#### (3) 地域就労支援事業について

<p>未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者の就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効率的な支援体制を強化する支えを共有し、市町村地域就労支援センターの充実度をはかること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源団体を積極的に活用できるよう、多様な会話を増やし、事業者が中小・現場産業との社会連携やネットワークを強化すること。</p>	<p>当市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者の就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じています。相談から就労までの効率的な支援体制を強化するため、連携し相談事業体制の充実度をはかること。また、早期就職を目指しておられる方々を対象に、月に一度、障がい者サポートステーション等の支援も行なっています。</p>	産業振興課
--	---	-------

(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業が強化すること。また、要支援者は高年齢者層を対象とした複合的な問題が起因していることから、タブレット端末を用いた細やかな支援体制を構築すること。

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知徹底をはかる相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関するハラスメントやそれによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

(6) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や産業代カットなど、「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワーケルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、労務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

福祉総務課

本市では、自立相談支援事業を、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置することで実施しており、生活困窮者からの相談を受け、相談者の抱えている課題・ニーズを把握し、個別の支援プランを作成しています。また、必要な支援が包括的に行える体制を構築するために関係機関とのネットワーク強化も並行してはかっています。また、平成29年度からは就労準備支援事業も実施しております。就労意欲喚起やコミュニケーションスキルの獲得といった一般就労の手前で必要な支援を行っています。また、職業体験ができる企業開拓にも力を入れています。

産業振興課

大阪府や近隣市と連携し、毎年、中小企業の事業主向けに、労働環境の向上や労働法制の周知を中心にしてセミナーを開催しております。今年度の内容は、「働く人と雇う人のルールへ就業規則へ」として、就業規則のしくみや見直しのポイントを社会保険労務士より講演予定です。今後とも府内関係部署や関係機関と連携し各種労働法制及び労働相談の窓口の周知に努めてまいります。また就労相談等を通じてハラスメントの相談や法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。

学級教育課

労働条件や関係法令及び相談窓口については、大阪府作成のハンドブックの配布やチラシの配架等に加えて、大阪府や近隣市と連携し労働関係セミナーの開催を通じ、労働者や事業主に対して周知、普及を図っております。また、就労相談等を通じて労働条件等法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向け取り組んでまいります。

教職員の時間外勤務状況については、平成24年度より市独自に調査を行っており、教職員に入力していただく形で時間外勤務管理簿を作成し、4月と6月、11月の年3回集計を市教委として実施しております。市教育委員会としては、教員の多忙化については、ぜひ取り組んでいかなければならぬ課題であると認識しておりますので、国、府の動向を受け止めた上で取り組んでいくべき課題であると考えています。また、本市の学校園への指示事項では、校園長に対し、「NO残業DAY」を計画的に設けるなど、教職員が長時間勤務になることを避け、教職員のメンタルヘルスを含む健康の保持に務めるよう指示しており、メンタルヘルスの取組みとして、管理職向けのラインケア研修、対象員向けのセルフケア研修、教職員個別カウンセリングを毎年実施しております。具体的には、現在、各校の実態に応じて月2回の「NO残業DAY」の設定をお願いしていますが、労働安全衛生の考え方について、再度市内の全教職員に周知し、時間外勤務の縮減に対する意識の醸成をはかるとともに、さらには実効性のある定時退勤日の設定についても研究してまいりたいと考えています。市教育委員会どいたしましては、教職員がやりがいや充実感を持ち、元気に子どもと向き合えるよう、引き続き取り組んでまいります。

(7) 女性の活躍推進と就業支援について

<p>女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するため、各市における推進計画の実施状況を点検すること。女性活躍支援力義務化と並んで、女性への改善策の充実を国へ求め、就業率に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲向上をはかり、定着支援をはかります。</p>	<p>昨年度に引き続き今年度においても、子育て中の女性等を中心とした就労支援を行い女性の確保をめざします。また、雇用中の女性が職場で安心して働き続けられるよう「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「アーバンマーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行っています。</p>	<p>産業振興課 昨年度における女性の就労機会の確保について、各市に向けた取組んでおります。女性対象のミナーナーも併せて開催しております。「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「アーバンマーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行っています。</p> <p>人権推進課 本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を基盤とした第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを実施します。今後、男女共同参画と連携する講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民に周知し、参加につなげることで人材育成に努めます。</p> <p>産業振興課 改正育児・介護休業法については、広報への掲載及びリーフレットの配架等周知・啓発活動に努めております。仕事と介護を両立できる職場の環境整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」についても周知・啓発を行い、安心して働き続ければれる環境整備にむけて府内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。</p> <p>人権推進課 「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進が重要と考えています。広報紙等を活用して、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスに關する情報提供や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの制度の理解を促し、性別を問わずにすべての人が安心して働くことが確保されれる環境づくりに努めます。</p> <p>人権推進課 妊娠・出産・育児・介護期に誰職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援助対策推進法の周知徹底をはかること。仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響するところをはかることがあります。</p> <p>産業振興課 病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポータートラック構築が求められています。働き方改革と関係者が求める強化と支援の充実をはかること。で両立支援について</p>
<p>女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するため、各市における推進計画の実施状況を点検すること。女性活躍支援力義務化と並んで、女性への改善策の充実を国へ求め、就業率に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲向上をはかり、定着支援をはかります。</p>	<p>昨年度に引き続き今年度においても、子育て中の女性等を中心とした就労支援を行い女性の確保をめざします。また、雇用中の女性が職場で安心して働き続けられるよう「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「アーバンマーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行っています。</p>	<p>産業振興課 昨年度における女性の就労機会の確保について、各市に向けた取組んでおります。女性対象のミナーナーも併せて開催しております。「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「アーバンマーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行っています。</p> <p>人権推進課 本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を基盤とした第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを実施します。今後、男女共同参画と連携する講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民に周知し、参加につなげることで人材育成に努めます。</p> <p>産業振興課 改正育児・介護休業法については、広報への掲載及びリーフレットの配架等周知・啓発活動に努めております。仕事と介護を両立できる職場の環境整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」についても周知・啓発を行い、安心して働き続ければれる環境整備にむけて府内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。</p> <p>人権推進課 「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進が重要と考えています。広報紙等を活用して、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスに關する情報提供や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの制度の理解を促し、性別を問わずにすべての人が安心して働くことが確保されれる環境づくりに努めます。</p> <p>人権推進課 妊娠・出産・育児・介護期に誰職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援助対策推進法の周知徹底をはかること。仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響するところをはかることがあります。</p> <p>産業振興課 病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポータートラック構築が求められています。働き方改革と関係者が求める強化と支援の充実をはかること。で両立支援について</p>
<p>女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するため、各市における推進計画の実施状況を点検すること。女性活躍支援力義務化と並んで、女性への改善策の充実を国へ求め、就業率に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲向上をはかり、定着支援をはかります。</p>	<p>昨年度に引き続き今年度においても、子育て中の女性等を中心とした就労支援を行い女性の確保をめざします。また、雇用中の女性が職場で安心して働き続けられるよう「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「アーバンマーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行っています。</p>	<p>産業振興課 昨年度における女性の就労機会の確保について、各市に向けた取組んでおります。女性対象のミナーナーも併せて開催しております。「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「アーバンマーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行っています。</p> <p>人権推進課 本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を基盤とした第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを実施します。今後、男女共同参画と連携する講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民に周知し、参加につなげることで人材育成に努めます。</p> <p>産業振興課 改正育児・介護休業法については、広報への掲載及びリーフレットの配架等周知・啓発活動に努めております。仕事と介護を両立できる職場の環境整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」についても周知・啓発を行い、安心して働き続ければれる環境整備にむけて府内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。</p> <p>人権推進課 「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進が重要と考えています。広報紙等を活用して、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスに關する情報提供や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの制度の理解を促し、性別を問わずにすべての人が安心して働くことが確保されれる環境づくりに努めます。</p> <p>人権推進課 妊娠・出産・育児・介護期に誰職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援助対策推進法の周知徹底をはかること。仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響するところをはかることがあります。</p> <p>産業振興課 病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポータートラック構築が求められています。働き方改革と関係者が求める強化と支援の充実をはかること。で両立支援について</p>

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

### (2) 中小企業・地場産業の支援について

<p>①付加価値の高いものづくり事業の強化について 中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。</p> <p>②TPPにおける完全累積制度の活用支援について TPPについては、米国の離脱があるものの、早期署名にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができるようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。</p> <p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向け、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p>	<p>各種支援施策、各種事業を活用できるようMOBIOと連携し、市内の中小企業へ周知していくます。また、羽曳野市商工会と協力し、地元企業のPR活動を積極的に展開、支援していくます。</p> <p>TPPを市内の中小企業が活用できるよう制度を理解し、近畿経済産業局と調整を図ります。併せて、必要な支援体制を検討します。</p> <p>小規模企業サポート資金（市町村連携型）を実施するなど、市内中小企業に対する融資の利便性の向上を図っています。その他融資については、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めてまいります。</p>	観光課
--	--	-----

<p>④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について 雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。 た、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知することの改正を行うこと。</p>	<p>厚生労働省や中小企業庁等の支援施策や取組事例等の情報を収集し、効果的な支援ができるよう制度の周知を行います。また、大阪労働局や大阪府と連携し、支援施策の充実を行います。</p> <p>(3)総合評価入札制度と公契約条例の制定について</p> <p>総合評価入札制度の導入について、公正性、客観性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や府内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。</p>	<p>契約検査課</p>
	<p>(4)下請取引適正化の推進について</p> <p>中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。</p>	<p>契約検査課</p>
	<p>(5)非常時における事業継続計画（BCP）について</p> <p>業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中 小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。</p>	<p>災害対策課</p> <p>観光課</p> <p>事業継続計画（BCP）については、緊急時に事業継続を阻む負の連鎖を防ぐために重要な計画であることから、中小企業に対して制度の周知等を行い、普及に努めます。また、羽曳野市商工会とも連携を図り、セミナーの開催などきめ細やかな計画策定の支援を行います。</p>

(6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一體的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

**3. 福祉・医療・子育て支援施策**

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知することで、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

(3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用統廻へ努めることが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

産業振興課

「大阪産（もん）」を含めた羽曳野市内の農産物の生産者確保を目的として、ぶどう就農促進協議会、新規就農者の会などを組織し、地元の農家、大活動の中で、6次産業を含む情報交換を行ってまいります。

地域産業の再生と雇用創出のため、地域の資源や特性を生かした戦略的な取組を推進します。

観光課

<p>現在、医師会・歯科医師会・薬剤師会を始めとする多職種の連携を強化・構築をするために、医療と介護の連携会議を定期的に開催しています。地域包括ケアシステムについては第7期羽曳野市高年者いきいき計画に記載しております。ホームページ等で周知していきます。進捗状況については、市民に分かりやすく周知できるよう努めています。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築については、平成30年度以降も「羽曳野市高年者いきいき計画」において重点目標と位置づけ、計画目標や取組み等を記載します。この計画（冊子）は、市役所高年介護課の窓口で配架、配布し、市ウェブサイトにも掲載する予定です。</p>	<p>地域包括支援課</p>
<p>平成30年度は平成26年度に作成した「健康はびきの21計画（第2期）及び食育推進計画」の見直しの年となります。平成28年に自殺対策基本法が一部改正されることから、自殺対策計画も合わせて「健康はびきの21計画（第2期）後期計画」を作成します。</p> <p>従来から実施している、がん検診をはじめとする検診事業の充実や予防接種事業、乳幼児健診などの保健事業を実施します。取り組み内容を広報等で周知するとともに、市民の主体的な健康づくりをサポートしていくよう、世代テーマをしばらくして健康教育の充実を図り、市民の健康づくりを支援していきます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>国や府と連携し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及に努めてまいります。</p>	<p>産業振興課</p>

産業振興課

健康増進課では、日曜検診や保育付検診・市内各所での出張検診など市民が受診しやすい環境を整えています。特に日曜日は定員が限られている胃がん乳がんのバスを2台配車し働く世代の方を中心でできるだけ多くの方に受診していただけます。健康まつり、各種保健事業の中でも年代に合わせたがんに関する教育を推進しています。また、今年も実施していく予定です。

健康増進課

(4)介護労働者の処遇改善と人材確保における取り組み

本年度の介護報酬改定において、介護サービス事業所等が加算の取扱いを満たすことを確認するに運用する。また、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。	介護職員処遇改善加算の取扱いを満たすことを確認するに運用する。また、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。	高年介護課 介護人材センターの現状、会議に参加し、また大阪府南部会、市町村社協のメンバードで、大阪府用戦略等を検討しておられます。今後も引続きこの会議に参加し、また大阪府の動向を注視して取り組んでまいります。	介護職員の賃金改悪を目的に創設された介護職員処遇改善加算について、平成29年度の介護報酬改定において、介護人材の定着、昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況等を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキヤリアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われています。	介護職員の賃金改悪を目的に創設された介護職員処遇改善加算により、今後も賃金改悪の状況を確認してまいります。	介護職員の賃金改悪を目的に創設された介護職員処遇改善加算により、今後も賃金改悪の状況を確認してまいります。
---	---	---	--	---	---

(5)インクルーシブ（包括的）な社会の実現にむけて

①障害者への虐待防止	本市においても虐待事例の発生が続いている。この間、本市においては障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止セミナーを開催しています。この間、本市においては障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止セミナーを開催しています。また、近隣市に設置し、24時間体制で緊急通報に対応するとともに、平成26年度より障害者虐待防止法を実施しました。しかししながら、この間情報交換及び情報の共有化を行っています。そこで、障害者虐待に対する対応を強化するため、関係機関との連携を図り、改善策を実施するなども連携者とともに努力しているところです。	福祉支援課 本市においても虐待事例の発生が続いている。この間、本市においては障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止セミナーを開催しています。この間、本市においては障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止セミナーを開催しています。また、近隣市に設置し、24時間体制で緊急通報に対応するとともに、平成26年度より障害者虐待防止法を実施しました。しかししながら、この間情報交換及び情報の共有化を行っています。そこで、障害者虐待に対する対応を強化するため、関係機関との連携を図り、改善策を実施するなども連携者とともに努力しているところです。	福祉支援課 本市においては、障害者差別解消法の施行にあたり、市広報紙により市民周知を図るとともに、障害者差別解消法担当課と人権担当課との連携のもとで、周知用パンフレットを作成し、商工会等を通じ、民間事業者への配布を行っています。しかししながら、この間実施した障害当事者及び家族等を対象とした福祉アンケート結果においては、同法の周知度が十分に図られていないことが明らかとなつておらず、有効な周知手段の検討を行い、更なる周知徹底のための取り組みをすすめたいと考えております。	②障害者差別解消法の体制整備	本市においては、障害者差別解消法の施行にあたり、市広報紙により市民周知を図るとともに、障害者差別解消法担当課と人権担当課との連携のもとで、周知用パンフレットを作成し、商工会等を通じ、民間事業者への配布を行っています。しかししながら、この間実施した障害当事者及び家族等を対象とした福祉アンケート結果においては、同法の周知度が十分に図られていないことが明らかとなつておらず、有効な周知手段の検討を行い、更なる周知徹底のための取り組みをすすめたいと考えております。
------------	---	--	--	----------------	---

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施に向けて

①全自治体の高位平準化  
子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版が「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

②待機児童の解消  
市町村が公表している待機児童数に加えて、潜的な待機児童数についても明らかにする。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

③病児・病後児保育の充実  
小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

④休日保育の充実  
多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のためには休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。  
尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

こども課

本市では、大阪府を通じ、平成29年度からの国新しい保育所等利用待機児童数調査要領に基づく待機児童数を公表しています。（大阪府ホームページ「保育所等利用待機児童等の状況について」）  
また、本市の保育施設等の利用申込においては、家庭状況や児童の保育状況等を専門相談員や受付員がそれぞれ聞き取り、きめ細かな利用者支援を実施しており、これらの情報を元に保育の必要性を十分勘案した上で利用調整等を実施し、保育所等に入園して頂いています。今後も潜在的な待機児童が発生しないよう、的確な利用調整業務に努めて参ります。

現在、病後児保育事業を1か所で実施しておりますが、今後の実施箇所の増加や病児保育などの新たな取り組みの必要性については、本市の子ども・子育て会議に位置づけられています。「羽曳野市こども夢プラン推進委員会」での意見などを踏まえながら検討して参りたいと考えております。

こども課

本市における今後の保育についての新たな取り組みの必要性については、本市の子ども・子育て会議に位置づけられています。「羽曳野市こども夢プラン推進委員会」での意見などを踏まえながら検討して参りたいと考えております。

こども課

(7) 子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などとの社会的な問題について、親の就労支援施策、年に強く働きかけること。  
併せて、「子ども食堂」や「学習支援」などをして「子ども」の居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営などを確保すること。

国への働きかけにつきましては、平成28年6月に発足し本市も加盟している「子どもの未来を応援する首長連合」により、本年12月に国に対しても要望書「子どもの貧困対策に係る制度の充実に関する決議」が提出されました。  
また、毎年、大阪府から国に対して提案・要望が提出されますが、子どもたちの貧困対策に関する大阪府との意見交換の機会等に本市の状況を伝えるなど、今後も大阪府と連携して参りたいと考えています。  
なお、大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書において、「大阪府内全体の結果は、傾向として30市町村の調査結果を裏付けるものであつた」とされており、「所得の差が学習面での機会の差となって現わることが示されている」とされました。  
本市では、大阪府新子育て支援交付金を活用して平成28年度から実施している子どもの貧困対策事業「子どもの居場所づくり事業」において、学習支援を必須として事業を実施しているところであり、今後も継続実施して参りたいと考えています。

こども課

4. 教育・人權・行政改革施策

### (1) 教育の質的向上にむけて

<p>①指導体制を強化した教育の質的向上</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させること。</p> <p>②相談体制を強化した教育の質的向上</p> <p>子供たちの様々な課題や、いじめ・不登校への対応について、心配や、困難な状況であります。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。</p>	<p>財政状況では厳しいものがございましたが、本市といいためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であるとの認識から、これまでもさまでまいりたいと考えております。</p>	<p>これまでもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげております。また本市では教育研究所に臨床心理士を週1日配置しておられます。さらに検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>奨学金制度の改善について</p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されましたが、対象者や支給金額が少ないことなど、引き続き、企業に就職するにあたって求めるとともに、地元企業支援制度等も検討すること。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、高等専門学校4年生への進級者や、大学、短期大学、専修学校卒業生でも中学校卒業の多様化の中で、活用する例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択においても、小・中学校への進学を希望する場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校の義務教育です。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、高等専門学校4年生への進級者や、大学、短期大学、専修学校卒業生でも中学校卒業の多様化の中で、活用する例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択においても、小・中学校への進学を希望する場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校の義務教育です。</p>
<p>労働教育のカリキュラム化について</p> <p>ワークルーカルや労働安全衛生など、働くこと等学に関する知識を深め活用できるカリキュラム化を推進するここと、選挙権年齢が満18歳まで以上に引き下げるなど、また、ここと必要な知識を身につけ、社会を構成する一員としての意識を醸成すること。</p>	<p>高等学校における労働教育のカリキュラム化については、小・中学校、義務教育課程とし、市教委は、現状対応ができるままであります。中学校でのカリキュラム化は、幼稚園・小学校・中学校・中高に応じた中学校区でのキャラクタ教育1年生からカリキュラムを作成し、整理し、検証してきました。社会へ参画できるようキャラクタ教育の充実化を目指すとともに、投票権を行使する社会問題、労働問題、社会保障などについても、出前授業についても、小・中学校を対象とした場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校の義務教育です。</p>	<p>高等学校における労働教育のカリキュラム化については、小・中学校、義務教育課程とし、市教委は、現状対応ができるままであります。中学校でのカリキュラム化は、幼稚園・小学校・中学校・中高に応じた中学校区でのキャラクタ教育1年生からカリキュラムを作成し、整理し、検証してきました。社会へ参画できるようキャラクタ教育の充実化を目指すとともに、投票権を行使する社会問題、労働問題、社会保障などについても、出前授業についても、小・中学校を対象とした場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校の義務教育です。</p>

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶  
配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

②差別的言動の解消  
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地城の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

③部落差別の解消  
昨年に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの開催、人権担当部署、企業人権連絡会及び地域人権協議会で就職差別ティッシュの配布を行っています。今後も引き続き街頭キャンペーンやリーフレットの配架等を行い、問題解決に向け取り組んでまいります。

人権推進課

本市では、毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、市広報(11月号)への記事の掲載や市庁舎敷地内におけるのぼりの設置、啓発ポスターの掲示など市民への周知、啓発を行っています。平成29年度は、作製した女性に対する暴力根絶のシンボルである「ペアフルリボン」のバッヂを古市駅での駅前啓発で配布し、性別を問わず広く市民に周知、啓発を行いました。また、働く女性など平日の昼に相談を利用しない方や直接ではハンドルが高く感じてしまう方などが相談しやすいように「夜間女性電話相談」を実施しました。期間以外にも市作成の啓発冊子、啓発物品において、女性に対する暴力が人権侵害であること伝え、相談窓口についての情報提供を行っています。本市の配偶者等からの暴力に関する女性の専門相談員が様々な悩みに対し、適切な助言や必要な情報の提供を行っており、相談者が必要な期間を継続して寄り添うことで相談者のエンパシーメントにつなげています。被害者への支援体制では、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のために内組織の円滑な連携を図ること目的に「羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議」を設置しました。今後も被害の未然防止につながる情報の提供を継続し、さらなる取り組みの強化に努めます。

本市では、これまで「ヘイトスピーチを許さない」ということを市広報紙、昨年6月の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組と連携を図りながら啓発や相談事業に取り組んでおります。市町村の動向をふまえ検討していくと考えています。

人権推進課

本市は、平成28年12月9日に成立し、12月16日に公布、施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」に基づき、教育、啓発、相談事業の充実を図っています。本年5月5日の市民フェスティバルにおける展示を行いました。また、法律の内容を紹介するポスターを市内公共施設や小・中学校において掲示し、併せて市内の企業にも送付いたしました。本市が11月に作成した人権啓発冊子や広報12月号の人権週間特集記事の中にも、部落差別解消推進法について記載しております。今後も引き続き、部落差別のない社会を実現するための施策を推進してまいります。

産業振興課

市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの開催、人権担当部署、企業人権連絡会及び地元人権協議会で就職差別ティッシュの配布を行っています。今後も引き続き街頭キャンペーンやリーフレットの配架等を行い、問題解決に向け取り組んでまいります。

## (5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けた事業への影響と、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されること。加えて、事業効果や事業の縮小、又は廃止・休止した場合の影響など、多角的に評価を行つた結果を踏まえ、各事業の改善を図つておめれます。	財政健全化による事業目的の達成度、事業効果や事業の縮小、又は廃止した場合の影響など、多角的に評価を行つた結果を踏まえ、各事業の改善を図つておめれます。
今後も、市民への影響に配慮しつつ、財政健全化に努めます。	地方においては、財政が引き続き厳しい状況に対応していく必要があります。今後とも、地方連絡費や公共施設等の更新問題に対する必要な地方財源の充実、安定的な確保を図れるよう要望してまいりたいと考えております。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### (1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率率を向上させられた製品を構築し、再生利用率によって生産型社会の形成に取り組むこと。	一般廃棄物は、本市を含む3市と一部事業組合で対応しています。ペットボトルのリサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率率を向上させられた製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。
---	---

### (2) 食品ロス削減対策の推進

大阪府内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワームチーム」が構成されている。同チームの取り組みとともに連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の民間団体を行なう団体やフードバンクなどのロス削減に取り組むこと。	府内関係部署及び関係機関と協議のうえ、検討してまいります。
食品ロスについて、ホームページ及び広報誌により積極的な啓発を行つてまいります。	産業振興課

平成27年度より「ふーどばんくOSAKA」と協定を結び連携しております。生活困窮者等への緊急的な支援が必要な場合には、提供していただいた食品を支援に活用しています。

### (3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

### (4) 消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対しても、新たな対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止を設置するため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

方針策定については大阪府担当部局や府内の公共施設等の担当者と十分に協議し必要に応じて策定することを検討しています。

産業振興課

消費生活センターを設置しており、週4日専門の消費生活相談員による相談・斡旋業務を行っております。また、消費者セミナーの開催や、地域での出前講座を開催することにより市民への消費生活センターの周知及び消費者意識の啓発を行い、広報誌へQ&Aを掲載し市内の相談事例を情報提供しております。府内連携により高齢者や障がい者の相談情報を共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組んでおります。引き続き、消費者への相談窓口の周知や、情報提供及び注意喚起を徹底するとともに消費者教育の推進に努めてまいります。

産業振興課

空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会（羽曳野市空家等対策協議会）を組織し、昨年度実施した実態調査で得た情報をもとに、特定空家等に対する施策においても「羽曳野市空家等対策計画」に含めた検討をしており、本年度中の策定を目指して進めております。計画策定後は、計画に基づいた対策等の検討を行い、地域の方々と連携を図りながら、空家対策を進めていきたいと考えております。	建築住宅課
---	-------

## (2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

<p>「地域公共交通網形成計画」につきましては、まちづくりの将来的な展望を見据えながら検討して参りたいと考えております。また、協議会を設置する際には、交通事業者、利用者や地域住民の参画を求める、協働、車両・公共交通の確保、維持、改善に向けた取り組みを行って参りたいと考えております。</p>	<p>公共交通基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められています。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施設の推進における、「地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法」など大阪府と車両・公共交通網形成計画」の策定など、地域公共交通施設を進めることにより設置される協議会や改正地域公共交通改修議会には、交通労働者代表、利害関係者や地域住民の声が反映されることなどを対応を行うこと。</p>
<p>公共交通機関(鉄道駅・空港など)のパリアフリーアクセス促進と安全対策</p>	<p>公共交通機関(鉄道駅・空港など)のパリアフリーアクセス促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められており、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。</p>

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されている。事故は年間1万件を超えており、その多くが自転車が関係する事故である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

自転車レーンにつきましては、「自転車専用通行帯（幅1.5m以上必要）」や「路面表示等による誘導（幅1.0m以上必要）」を設けることで自転車走行空間を整備することとなるため、交通量や道路幅員、道路形態等を考慮する必要があり、さらに道路の改良や拡幅が求められる場合もあることから、将来の道路・街路の計画を見据えるとともに、地域や警察、関係する道路管理者等と協議しながら、多角的に検討して参りたいと考えています。「自転車運転者講習制度」が平成27年6月1日施行の改正道路交通法により、危険行為を行わないよう本市のウェブサイトで周知し、危険運転の防止に努めています。また、「羽曳野市自転車の安全で快適な利用の促進に関する条例」において、自転車を利用する者が遵守すべき事項を規定するとともに、市広報誌、ウェブサイト、交通安全運転講習会、交通安全大会や交通安全街道イベント、交通安全市民大会、交通安全講習会、交通安全運転講習会、交通安全大会や交通安全マナー向上を呼びかけ啓発に努めています。

道路公園課

災害対策課

平常時の地域で行われる訓練等は、消防本部、消防団、市が協力し、防災訓練や防災講演会などを実施しています。今後も、関係機関と協力し住民へ周知致します。要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただけよう、関係課と連携して啓発に努めています。

災害対策課

本市においては平成24年3月より羽曳野市災害時要支援護者支援制度を開始しており、災害時要支援護者支援合帳を作成しています。民生委員、町会役員、校区福祉委員の方々に平常時より配布し、台帳に基づく訪問活動等により、あらかじめ篠の見える関係を築いてもらい、本人の状況の把握、避難支援者の確認なども行うとともに、地域主催の避難訓練などにも参加を呼びかけるなど普段からの見守り活動などにも活用していただけています。名簿の更新作業につきましても、月に1度のペースで実施しています。平成29年度には「避難行動要支援者支援システム構築事業」において、地図情報と連動した台帳管理を可能とするなどより充実した支援体制の構築を進めています。

福祉総務課



